

八幡平市監査委員告示第3号

令和2年8月11日付け八監査第081101号の定期監査（令和2年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月6日

八幡平市監査委員 村 山 巧  
八幡平市監査委員 井 上 辰 男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

安代総合支所

令和2年5月21日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>「各駅前公衆トイレ管理業務委託」に係る見積書について【指摘事項】</p> <p>令和元年度の花輪線荒屋新町駅・赤坂田駅・田山駅・兄畑駅各4駅の公衆トイレの管理業務委託について、各地区の振興協議会等と随意契約を締結するに当たって、市が4駅分とも全く同じ様式で、仕様や数量、単価、金額などを記載した見積書を作成し、それぞれの相手方に渡して提出年月日の記入と代表者印の押印のみを行わせ、提出させている。また、封筒に入れないで提出させているため、市の受付処理が行われておらず、見積書の受理年月日が不明で確認できない。これは明らかに不適切である。見積書は、あくまでも見積徴収の相手方において作成すべきもので、発注者である市がその作成に関与すべきではない。しかし、一方では、相手側の事務能力に合わせた市としての技術的側面における支援等のあり方などについては、今後、工夫すべき余地はあるものと思慮される。今後については、市民の不審を招くことのないように、再発防止策を徹底したうえで、契約規則に則して、適正に契約事務を執行すること。</p>	<p>八幡平市契約規則第18条（見積書の徴収）の規定に基づき、令和3年度の安代地区各駅前トイレ管理業務委託に係る見積徴収を実施することとし、見積徴収通知に「見積記載例」及び「見積心得」（封入・割印の説明記載）を添付して、見積徴収事務を執り行うこととする。</p>	<p>八幡平市契約規則の規定に基づき、起案の回覧順（起案者→担当係長→総合支所長補佐→総合支所長）において随時、起案内容をチェックする。</p>	<p>令和3年3月26日</p>